

2024年12月  
インベスコ・アセット・マネジメント株式会社

2024年4月から2024年6月株主総会における議決権行使結果について

2024年4月から2024年6月に開催された株主総会における議決権行使結果の集計を以下に開示いたします。

2024年4月から2024年6月の株主総会においては173社を対象に会社提案議案2,051件、株主提案議案21件の合計2,072件について議決権を行使しました。

今後、年間の議決権行使結果については前年7月から当年6月までの結果を8月中に開示することとします。そのため2024年4-6月の結果を今回開示します。次回2025年8月までに2024年7月から2025年6月までの議決権行使結果を個別議案ごとに開示する予定です。

1. 会社提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

項目	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E	
会社機関に関する議案	取締役の選解任	1,454	220	0	0	1,674	13.1%
	監査役の選解任	97	42	0	0	139	30.2%
	会計監査人の選解任	2	0	0	0	2	0.0%
役員報酬に関する議案	役員報酬(※1)	78	4	0	0	82	4.9%
	退任役員の退職慰労金支給	1	0	0	0	1	0.0%
資本政策に関する議案 (定款に関する議案を除く)	剰余金の処分	115	2	0	0	117	1.7%
	組織再編関連(※2)	1	0	0	0	1	0.0%
	買収防衛策の導入・更新・廃止	0	1	0	0	1	100.0%
	その他資本政策に関する議案(※3)	1	0	0	0	1	0.0%
定款に関する議案	28	4	0	0	32	12.5%	
その他の議案	0	1	0	0	1	100.0%	
	1,777	274	0	0	2,051	13.4%	

(※1)・・・役員報酬額改定、ストックオプションの発行、業績連動型報酬制度の導入・改定、役員賞与等  
(※2)・・・合併、営業譲渡・譲受、株式交換、株式移転、会社分割等  
(※3)・・・自己株式取得、法定準備金減少、第三者割当増資、資本減少、株式併合、種類株式の発行等  
同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。  
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

2. 株主提出議案に対する賛成・反対・棄権・白紙委任の議案件数

	賛成 (A)	反対 (B)	棄権 (C)	白紙委任 (D)	合計 (E)	反対比率 (B+C)/E
合計	4	17	0	0	21	81.0%

同一銘柄を複数の運用財産で保有する場合は、全体で一つの議案として集計しています。  
同一議案で、賛成及び反対があった場合は、賛成1、反対1として集計しています。

### 3. 議決権行使の概況

当社では、実効性の高いスチュワードシップ活動を実践するにあたり、当社で投資判断する日本株式戦略におけるポートフォリオ・マネジャーとリサーチ・アナリストが主体となり、企業と ESG 評価を含む建設的な対話を行うとともに、株主議決権行使の意思決定を行う体制を築いています。

議決権行使におけるガイドラインの制定および意思決定は、運用担当者が主体となって行っています。議決権行使の行われる期間に関わらず、当社の議決権行使のガイドラインについて投資先企業にコミュニケーションし、また行使結果について伝えています。

議案によっては投資先企業の企業価値拡大を重視し建設的な対話の機会を持った上で、特別な判断を行う場合があります。その場合は、当社におけるスチュワードシップ活動のガバナンスを行う主体である責任投資委員会において承認を得ています。

①会社提案に反対した主なケースの概要と反対事由は以下になります。

#### 取締役会の構成について

- 取締役会の構成の観点からでは下記のケースにおいて経営トップに反対しました。
  - 取締役会における独立社外取締役が3分の1に満たないケース
  - 上場子会社の取締役会における独立社外取締役が過半数に満たないケース
  - 女性取締役が選任されていないケース
  - 取締役会の構成・多様性について近い将来の改善に対する経営陣のコミットメントが明確に示され今後の改善策が具体的であると判断したケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成としました。

#### 取締役・監査役の選任について

- 社外取締役・社外監査役選任議案では、下記のケースにおいて候補者に反対しました。
  - 独立性が当社基準を満たさないケース
  - 在任期間が10年を超えるケース
  - 上場企業あるいは同程度の業容を有すると考えられる企業における役員の兼職が5社以上となるケース、また社内執行を兼務する場合は3社以上となるケース
  - その中でも適性が満たされる、あるいは実質的な独立性が担保されていると考えられるケースにおいては責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
- ガバナンス上の課題があり、株主価値の毀損をもたらす可能性があったと考えたケースにおいて経営トップ、監査等委員となる取締役に反対しました。
- 政策保有株式に関しては、保有残高が純資産の2割以上に達しているケースにおい

て経営トップに反対するというガイドラインを有しています。

- 対話および開示情報において経営トップのコミットメントを含む政策保有株式削減の十分な計画の確認を行い、責任投資委員会の承認を得た上で賛成しました。
- 有価証券報告書における特定投資から純投資への区分変更によって2割を下回ったと判断できるケースについては、ガイドラインに基づき反対しました。

#### 報酬について

- 報酬に関する議案では、株式報酬の対象者に監査等委員が含まれるケース、中長期的な株主価値の観点に合致しないと判断したケースにおいて反対しました。
- 役員報酬の個別開示を要求する株主提案に賛成しました。

#### 資本政策について

- 剰余金処分案では、資本蓄積の状況及び事業戦略等を勘案して総還元性向が著しく低いケースにおいて反対しました。
- 社外取締役が過半数に達しない監査等委員会設置会社において、取締役会の決議によって剰余金配当を可能とする定款変更議案があるケースにおいて反対しました。

#### その他

- 買収防衛策導入に関する議案に反対しました。
- 財団を設立して自己株式を保有させる議案に反対しました。

②株主提案では、提案された議案21件について4件に賛成、17件に反対しました。株主提案は会社提案と共に基本的にガイドラインに準拠し、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案した上で、個別議案ごとに判断します。

- 本年度はガバナンス、情報開示、気候変動に関する内容が提案されました。いずれのケースにおいても提案内容及び企業側の対応を検討した上で、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案し、判断しました。
- 気候変動に関する対応、情報開示の拡充は推進されるべきである一方企業側の対応の進捗、および開示の実現可能性、株主価値に与える影響の可能性等も考慮されるべきと考えます。
- 資本政策に改善の余地があり実現性が高いと考えられるケースにおいて株主価値を向上しうる資本政策が提案された議案等について賛成しました。
- 取締役候補者が提案されたケースについてはその背景にある事象および企業側の対応等を検討した上で、株主価値の拡大に貢献するか否か等を勘案し、判断しました。

以上